

入庁後の児童手当の支給について

児童手当とは

0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育している方に支給される手当です。原則、届出のあった月の翌月分から支給されます。

公務員は所属庁から児童手当を支給しますので、北海道庁の職員は北海道庁から手当を受給することになります。

支給開始

採用前の勤務先等により異なります。

○3/31まで民間企業等勤務・学生・無職 ⇒ 4/1北海道職員採用
北海道庁からは5月分から支給

○3/31まで公務員 ⇒ 4/1北海道庁職員採用
北海道庁からは4月分から支給



注意事項

○3/31まで民間企業等勤務・学生・無職の方
今まで児童手当を受給していた市区町村から3月中に転出する場合、転入先の市区町村で児童手当の届出をしなければ、4月分の手当を受給できなくなりますのでご注意ください。

【例】

～3/27 A市に居住し、A市から児童手当を受給



3/28 B市への引っ越しとともに、A市から転出
以降、B市に居住

この場合、A市からの支給は3月分までとなります。北海道庁からの支給は5月分からのので、B市にも届出を行わなければ、4月分の児童手当の支給ができなくなります。

○全員共通

- これまで受給していた市区町村等への受給事由消滅届の提出を忘れずに行ってください。（3/31まで公務員で所属庁から受給していた方は、職員による届出を不要としている場合があります。不明な点は元の所属庁に確認願います。）
- 市区町村等からの支給事由消滅通知書は、北海道庁からの支給に当たり、提出してもらう必要がありますので、保管しておいてください。